

For Children基金 募集要項

2023年9月吉日
公益財団法人公益推進協会

目的

難病の子どもとその家族は、重い障害やつらい治療に負けず今日も病気とたたかいつづけています。どんなに重い病気でも、どんな障害でも子どもは日々、成長・発達しています。

そうした子どもたちやその家族を支えたい、力になりたい、明日への希望と勇気になりたいというある篤志家の方の想いで、この基金が設立されました。

難病の子どもたちとその家族に対して、社会医学的な実践、セルフヘルプ活動、又はボランティア活動を進めている団体の活動を当助成金でサポートしていきます。

助成額

助成金額：原則として100万円以内／件

※ 補助率等の制限はありませんが、パソコン・カメラ等の耐久消費財や20万円以上の物品の購入、地代家賃・水道光熱費・常勤スタッフの人件費等の経常費用は対象となりません。

助成件数

3～5件程度

募集期間

2023年9月15日～2023年11月16日（※Googleフォームにて受付 17：00締切）

助成対象

（1）助成対象団体

以下の3要件をすべて満たしている法人

1. 日本国内に所在する法人であること
2. 非営利の法人であること
3. 法人設立後1年以上の活動実績を有していること

（2）助成対象事業

- ① 日本国内において上記目的を達成しようとする事業であること
- ② 長期入院の子どもたちをサポートする「病棟保育士」の支援や拡大をサポートする事業であること

（3）助成対象期間

単年度（2024年4月1日から2025年3月31日までの間）

応募方法

応募はGoogleフォームにて受付します。（利用にはGoogleアカウントの取得が必要となります。）

下記の書類を事前に準備の上、応募フォームに添付しご応募ください。

応募書類に不備不足がある場合には選考の対象となりませんのでご注意ください。

また申請後の差し替え・修正等のご要望には応じられませんので必ず事前のご確認をお願いします。

ネット環境の不具合等により受付時間内に応募ができない場合でも締切後は受付不可となります。

あらかじめ余裕をもって手続きをお願いします。

- ① 申請補助資料（事前にダウンロードの上ご記入下さい）^{注1}
- ② 定款
- ③ 前年度の決算書（貸借対照表と収支計算書等）と事業報告書
- ④ 本年度の予算書と事業計画書
- ⑤ 履歴事項全部証明書
- ⑥ 申請金額の根拠となる見積書の写し（単価が5万円を超える経費は必須）
- ⑦ 企画書、活動状況のわかる資料（チラシ、画像資料など）【提出は任意】

^{注1}当財団ホームページ（<https://kosuikyo.com/>）よりダウンロードしてください。

応募フォーム（<https://forms.gle/1Dt1Fj1ABxjJ2Yvz8>）より受付します。

※見積書は備品購入や機材整備の他、役務であっても事業執行過程で業者等から徴取したものがあ
る場合には必ず添付してください。

□選考方法及び通知

選考は二段階で実施します。

1次選考（書類審査）：結果は12月下旬を目途に郵送またはメールで通知。但し1次選考通過団体にはメールで通知予定

2次選考（WEBプレゼンテーション）：2024年1月19日（金）の17時半から19時までの間を予定

当財団の選考委員会において厳正に選考し、常任理事会で助成候補・提出された申請内容・申請額を勘案し助成額を決定します。結果は、1月下旬を目処に申請者に対し、採否を郵送又はメールで通知します。

※ご応募いただいた申請の不採択理由は開示いたしません。予めご了承ください。

□助成金の交付

助成決定者には、採否の通知時に振込先を記入する用紙をお送りします。

その用紙が当財団に返送され到着後1ヶ月以内に、指定先口座に振り込みます。

□助成決定者の義務

・助成金の受給を受けた場合は、**申請の予定通り事業を遂行**して下さい。

助成が決定した場合、実施する事業に関する**広報物**（チラシ・パンフレット・ホームページ等）には、「公

益財団法人公益推進協会 For Children 基金による助成事業」であることを必ず明記してください。
公表のない場合は返還を求めます。

- ・助成対象事業の完了後、1ヶ月以内に下記の3種類の書類をご提出してください。
 - ① 実績報告書（結果通知の際に同封される所定の用紙）
 - ② 活動報告書（書式は任意）
 - ③ 収支報告書（書式は任意）※支払先や支払金額が明記された領収証を必ず添付してください。
- ・受給した助成金は、善良なる管理者の注意をもって管理し、申請した助成対象事業以外への利用はしないでください。
- ・助成金交付事業の適正な執行のために必要がある場合は、当財団から状況報告を求め、または帳簿書類等の調査を行う場合があります。

■やむを得ず以下の事情が生じた場合は、必ず当財団の事前承認を得てください。

- ・助成対象事業の内容を変更するとき
- ・助成対象事業を中止する場合や重複しての受給となることが判明したとき
- ・助成実施期間の延長を希望する場合

□助成金の交付決定の取り消し及び返還

助成事業の中止の申請があった場合、次の各号に掲げる場合又は上記義務に違反した場合は、助成金の交付の決定を取り消し、交付した助成金があるときはその一部もしくは全部の返還をしていただきます。

- (1) 助成対象事業が完了しなかったとき
- (2) 助成金を他の用途に利用したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (4) 公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠った事実が判明したとき
- (5) 決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき
- (6) 応募要項及び当財団が依頼した内容や条件に違反もしくは従わなかったとき

助成に対する問い合わせ先

〒105-0004 東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル2階

公益財団法人公益推進協会 For Children基金担当 宛

TEL 03-5425-4201 FAX 03-5425-4204 E-mail: info@kosuikyo.com

なお、問い合わせの対応時間は平日の10:00~18:00までとします。

